

平成27年塩尻市議会6月定例会

福祉教育委員会会議録

○日時 平成27年6月19日（金） 午前10時00分

○場所 全員協議会室

○審査事項

議案第1号 塩尻市介護保険条例の一部を改正する条例

議案第3号 人権擁護委員の候補者の推薦について

議案第9号 吉田原保育園・吉田児童館分館建設工事（建築主体工事）請負契約の締結について

議案第10号 塩尻市文化会館舞台照明設備更新工事請負契約の締結について

議案第6号 平成27年度塩尻市一般会計補正予算（第2号）中 歳出3款民生費、4款衛生費、10款教育費

議案第7号 平成27年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

議案第8号 平成27年度塩尻市国民健康保険檜川診療所事業特別会計補正予算（第1号）

議会第1号 地方単独事業に係る国保の減額調整措置の見直しを求める意見書

請願6月第1号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める請願

○出席委員

委員長	西條 富雄 君	副委員長	小澤 彰一 君
委員	金田 興一 君	委員	篠原 敏宏 君
委員	山口 恵子 君	委員	丸山 寿子 君

○欠席委員

なし

○説明のため出席した理事者・職員

省略

○議会事務局職員

事務局長	百瀬 恵一 君	事務局次長	青木 隆之 君
庶務係主事	高津 彬 君		

午前9時57分 開会

○委員長 皆様、おはようございます。定刻よりちょっと早いんですが、皆さんおそろいになりましたので、ただいまから平成27年6月定例会福祉教育委員会を開会します。審査に入る前に、理事者から挨拶があればお願い

いします。

理事者挨拶

○副市長 おはようございます。福祉教育委員会を開催いただきましてありがとうございます。お手元に差し上げてございますとおり、委員会で御審査いただく案件につきましては、介護保険条例の一部を改正する条例ほか、盛りだくさんでございますので、よろしく御審査をいただきまして、原案どおりお認めいただければ幸いに存じます。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。この際申し上げます。審査に関する発言は録音しておりますので、委員、職員ともに全てマイクを使用していただきますように御協力をお願いします。また、議案の審査に関する職員の出席といたしますので、随時退席を認めます。

次に、本日の日程を副委員長から申し上げます。

○副委員長 それでは、おはようございます。きょうの審査の日程を申し上げたいと思います。これから直ちに審査に入りまして、終了後、協議会を開き、その終了後に視察を計画しておりますので、よろしく願いいたします。審査終了時に時間を御連絡いたしますので、庁舎正面口に御集合ください。ふれあいセンター洗馬、ふれあいセンター広丘、みどりの郷の順に視察を計画しています。視察終了後は、午後5時45分からいろいろ網元で懇親会を予定しておりますのでよろしく願いいたします。以上です。

○委員長 ありがとうございます。それでは、早速審査に入ります。なお、発言に際しましては、議事の円滑な進行のため、委員長の指名を受けた者のみの発言といたします。議事進行への御協力をお願いいたします。

議案第1号 塩尻市介護保険条例の一部を改正する条例

○委員長 それでは、議案第1号塩尻市介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

○長寿課長 おはようございます。説明に当たりまして、補足説明資料を用意させていただきました。お配りさせていただいてよろしいでしょうか。

○委員長 認めます。事務局をお願いします。

○長寿課長 配付させていただきました資料は、さきの1月の福祉教育委員会並びに2月10日に開催されました議員全員協議会におきまして御説明を申し上げました保険料改定資料の抜粋版となります。新しい議員さんもいらっしゃいますので、まずこの資料に基づきまして、介護保険料のあらまし、財政状況等を含めまして説明させていただきます。

最初の1ページでは、現行の保険料で推移した場合の介護保険事業特別会計の決算推計となります。文面を読みますと、現行の保険料で財政運営を継続すると、第6期介護保険事業計画期間中の27から29年度の累積赤字額が2億5,500万円余に達するものと見込みます。しかし、この累積赤字見込額を26年度会計決算剰余金見込額の5,300万円余と、26年度末の財政調整基金残高見込額の2億7,800万円余を活用すると、累積赤字額の全額が解消できるものと推計します。したがって、第6期計画期間中の保険料の引き上げは必要ないものと見込み、現行の保険料を据え置くものとします。これは、前回の第5期計画における保険料改定に

必要な24年度から26年度までの3年間の保険給付を見込む中で、24年度において国の経済危機対策による緊急整備事業として、塩尻駅前のサンビジョン塩尻の特別養護老人ホームの開設など市内に延べ11の介護保険施設が新設されたことから、給付費を大きく見積もりすぎたもので、その結果、2億7,000万円を超える基金の造成ができたものでございます。文面等に記載してありませんが、27年度からの第6期介護保険料の県内の改定状況を申し上げますと、19市中18市が引き上げ、本市のみが据え置きとなります。また、県内市町村を見ますと、60の市町村と3つの広域連合を合わせました63の保険者のうち、引き下げるのは南佐久郡川上村のみ、据え置きが本市と下伊那郡阿智村、天竜村の3保険者となり、ほとんどの市町村において負担増となっております。

続きまして、保険料の概要につきまして申し上げますので、ページをめくっていただきまして、まず右の3ページをお開きをください。初めに、介護保険料の体系について申し上げます。3ページ表の左側、現行第5期の本市の保険料に基づきまして御説明申し上げます。文字が小さくて申しわけございませんけれども、保険料の階層は大きく分けまして、第1段階から第4段階までの世帯全員が市民税非課税の所得階層と、第5、第6段階の世帯員に市民税課税者がいるが、本人が非課税、第7段階以降の本人課税の3つの所得階層に分けております。この3つの階層の中で、第1段階から第6段階の対象となります所得区分と段階数は、国の規定に基づき、国と同様の所得区分と段階数を適用する必要がありますので、国と同様の基準を設けております。第7段階以降は、保険者ごとに独自に設定することができますので、本市では所得区分を細分化し、現行12段階を採用する中で、所得に応じた負担の公平性に努めております。

次に、保険料の改定、設定方法について申し上げます。第6段階をごらんいただきますと、掛ける1.00が乗率、中段の6万1,200円が年間保険料、その下の括弧書きが月額保険料となり、この第6段階の月額5,100円が本市の保険料の基準額となります。この基準額をもとに、その下の第7段階の乗率を1.15としておりますので、基準月額の5,100円に1.15を乗じて得た額が月額5,865円となります。以下その下、最高保険料の第12段階まで所得の高い階層となりますので、所得が高くなるにつれまして高い乗率を設定しております。その一方で、第5段階の乗率が0.85、一番上の最低保険料となります第1段階とその下、第2段階の乗率が0.45と、所得の低い階層世帯の保険料額を低く設定しております。これは第7段階から12段階の所得の高い方からの保険料収入を財源といたしまして、第1から5段階までの所得の低い方の保険料を低く抑えているもので、この保険料体系を所得に応じた階層別定額制と呼んでおります。なお、段階ごとの乗率は保険者ごとに独自設定することができますので、本市を含めまして多くの保険者が国の基準と異なる乗率を用いております。

それでは、今回の条例改正内容につきまして御説明申し上げますので、左の2ページをお願いいたします。国の標準保険料の見直し(案)につきまして、2ページの表をごらんください。国の政令に定める標準保険料は、ごらんのとおり段階ごとに対象者の所得区分と乗率が設定されておりますが、具体的な保険料額は規定されておられません。表の右側、第6期介護保険料の見直し案では、左の現行第5期の第1段階と第2段階を統合した上で段階区分数を27年度から現行の標準6段階、中には特例が入っておりますので、特例段階を含めると8段階から9段階へと拡大します。この見直しに伴います政令改正はさきの1月に公布され、第1弾として改正されております。第2弾の改正といたしまして、今回の条例改正に伴うものとなりますが、表の右側、第6期の新第1

段階の乗率を27年度から現行の0.50から0.45へと0.05引き下げます。引き下げ後が0.45の乗率となりますので、該当された方は基準保険料の45%負担となり、55%を軽減することになりますので、5割5分の軽減とするよう今回政令改正が行われました。さらに、次期の政令改正におきまして、29年度に新第1段階の乗率を0.30の7割軽減に、新第2段階を0.50の5割軽減に、新第3段階を0.70の3割軽減とすることで、低所得者世帯を対象に所得に応じて7割、5割、3割軽減を導入するよう予定されております。この軽減に伴う財源は、上の文面の1行目から記載してございますが、消費税率の8%から10%引き上げ、引き上げ時期が27年10月から29年4月に延期されておりますが、消費税率引き上げの財源による公費負担、国2分の1、県4分の1、市4分の1を投入した、低所得者世帯の保険料を軽減する制度を段階的に導入するよう予定されております。

段階的に導入する経緯につきましては、文面、表の間の米印の注釈、27年度の改定の経緯をごらんください。読みますと、消費税の増収を活用した低所得者対策として、27年度分の保険料から新第1から3段階の低所得者世帯を対象に、公費負担による7割、5割、3割軽減を導入するとしておりましたが、消費税率10%引き上げ時期が延期されたことから、27年度改定の軽減幅を縮小した上で、29年度に完全に7割、5割、3割を導入するとしております。

この国の方針に基づきまして、右の3ページをお願いいたします。本市の介護保険料の見直し(案)といたしまして、3ページの表をごらんいただきますと、段階区分数の変更として、国と同様に現行の左側、第5期の第1段階と第2段階を統合することで、現行の12段階から11段階に改めます。この改定は表の下の米印に記載してありますよう、先の27年3月市議会におきまして条例改正を行っております。今回お願いいたします条例改正は、第2弾の改正といたしまして表の右側、新第1段階の乗率を現行の0.45から0.40へと国の引き下げ幅の0.05に準じて引き下げ、6割軽減とすることで、現行の年間保険料の2万7,540円から2万4,480円と、3,060円減額するよう公費負担による軽減制度を導入いたしたく改正をお願いするものでございます。この乗率を0.05引き下げ、0.40とする根拠につきましては、本市の現行の第1段階の乗率を0.45としておりますが、左2ページ、国の現行の第1段階の乗率が0.50と、本市では国よりも低い乗率を適用しております。今回の軽減措置に伴います公費負担の対象は2ページの表の下に記載してありますよう、現行の保険者が設定している乗率から0.05を上限として引き下げた場合において公費負担の対象となりますので、今回の条例改正におきまして、新第1段階の乗率を国の引き上げ幅の0.05に準じて引き下げ、0.40としたいものでございます。今回の改正により、軽減対象となります第1段階の被保険者数は、公費負担の対象となる本年4月1日現在の被保険者数総数の約1割に当たる1,764人の方が該当するものと見込んでおります。なお、さらに次期の条例改正の29年度改定におきまして、国と同様に、新第3段階までを対象に、世帯の所得に応じて7割、5割、3割軽減を導入するよう予定しておりますが、消費税率の10%引き上げが法的に確定されておられませんので、現在のところ流動的であり、かつ不透明な状況でございます。

次の4ページをお願いいたします。4ページでは、ただいま申し上げました保険料見直し後の特別会計の決算推計として、保険料を据え置き、また公費負担による保険料軽減を導入した場合の財政見通しとなります。表をごらんいただきますと、27年度会計の歳入の介護保険料につきましては、見直し後の欄に記載してあります括弧書きの571万円の減額が、第1段階の保険料を軽減することによって生ずる減額見込額となります。この減

額見込額に対しまして、歳入中段の一般会計繰入金におきまして、その全額が補てんされますので、公費負担による軽減制度を導入することによりまして、特別会計の財政運営には影響が生じません。なお、この額は26年11月現在推計の年間平均被保険者数で積算しておりますので、後ほど御審議いただきます27年度会計補正予算額と異なりますので御承知おきをください。同じく歳入の基金繰入金として、現在保有する2億7,800万円余の基金から28年度会計に9,400万円、29年度会計に1億6,200万円をそれぞれ繰り入れると、第6期計画期間中の27から29年度会計の収支の均衡が保たれるものと見込んでおります。この資料での説明は以上です。

続きまして、本題の保険料改定に伴います議案につきまして御説明を申し上げますので、議案関係資料の1ページをお願いします。議案関係資料となります。よろしいでしょうか。議案関係資料の1ページ、議案第1号塩尻市介護保険条例の一部を改正する条例につきまして、改めて御説明申し上げます。

1の提案理由につきましては、条例の基礎となります政令の介護保険法施行令の一部改正が去る4月10日に改正交付されたことから、必要な改正をお願いするものでございます。

2の概要につきましては、前段申し上げました第6期計画期間中の第1段階の保険料につきまして、乗率を0.45から0.40へと引き下げ、6割軽減とすることで、年間2万7,540円の保険料額を2万4,480円へと減額する規定を設けたいものでございます。

4の条例の施行日等は、公布の日から施行し、27年度以後の年度分の介護保険料から適用いただきたくお願いするものでございます。

ページをめくっていただきまして、2ページをお願いいたします。2ページ、新旧対照表の左側、改正案といたしまして、第2条に第2項を追加し、前項第1号に掲げる第1段階の保険料額率の2万7,540円を2万4,480円に減額する規定を設けたいものでございます。第4条改正では、第2条に新たに第2項を追加いたしますので、引用する条項を改めたいものでございます。以上です。よろしく願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。それでは、質疑を行います。委員の皆様より御質問はありませんか。

○篠原敏宏委員 1点よろしく願いいたします。今の御説明で概要はよくわかりましたが、1点、改正案の中に第2項が今御説明のように変わるということなんですが、平成27年度から29年度までの各年度における保険料率が変わるという意味だと思うんですが。先ほどの説明ですと、29年度には0.30に国の水準が全部引き下がると。にもかかわらず、塩尻市ではこの0.40が29年度も適用されると、そういうことになりますか。

○委員長 答弁を求めます。

○長寿課長 今回の改正はですね、国の政令が改正になりまして、とりあえず27年度におきまして改正があるということで、29年度の例えば、7割、5割、3割軽減というのは、これからの改正になりますので、先ほど申したとおり、消費税率の引き上げが確定した時点で再度条例改正を行いますので、とりあえず今回は、27から29年の間にまず第1段階の改正をさせていただいて、そうなったときにはまた29年度改定におきまして、7割、5割、3割を予定しているものでございます。以上です。

○篠原敏宏委員 となりますと、29年度分の改定っていうのが今から見込んで、なおかつ今はこの形にするということでしょうか。

○長寿課長 そのとおりであります。ただ、先ほど申したとおり、消費税率の引き上げがですね、延期ということ

でなっていますが、法的にまだ確定になっておりませんので、これが本当に29年度に国のほうで消費税率の引き上げの財源を活用して7割、5割、3割を軽減するというのは非常に流動的なものでございます。以上です。

○委員長 よろしいでしょうか。

○篠原敏宏委員 もう1点。介護保険事業特別会計の、今回財源を財調に求めるということになるという御説明だと思うんですが、本市の介護保険事業特別会計の適正な財調の規模というか、留保しておくべき財政調整基金の大体規模っていうのは、どのぐらいを見込んでおりますか。

○長寿課長 国民健康保険ではですね、過去3年間の保険給付費の3%を計上するという基準がございます。ただ、介護保険にはこういう基準はございません。これはなぜかと言いますと、各都道府県に基金を設けております。今現在65億円くらいの基金がございますので、その基金を活用して貸し出しをするということで、市町村の基準額の基金というのはある程度定めておりませんので、例えば赤字になったときには基金を活用することがございます。ただ、繰越金等がございますので、ある程度の基金がなければいけないかなということを考えております。その額は決算規模等によりますけれども、1億円以上なければちょっと難しいかなというものはあります。以上です。

○委員長 よろしいですか。

○篠原敏宏委員 だとすると、現在2億7,800万円の基金残高が、1億円くらいが今、めどというお話でしたので、十分に留保されているので、今回料率の引き上げ自体はやらないでいいという判断をされているというふうにとってよろしいですか。

○長寿課長 先ほど申し上げましたとおり、現在2億7,000万円の基金がございますので、28年度、29年度にそれぞれ基金を崩していきますと、今のところ29年度末で2,200万円ほどの基金が残る予定でございます。ただ、第6期は据え置きをさせていただきましたけれども、第7期はこの基金を見ていきますと、必ず引き上げがあるということで考えております。以上です。

○委員長 いいですか。

○篠原敏宏委員 もう1点だけ、済みません。先ほど、きょうの新聞記事にも川上村のみが引き下げという判断をされているという記事がたしかあったような気がしますが。ということは、川上村はこの留保財源が大きいので、むしろ引き下げができるという判断をされているということでしょうか。

○長寿課長 それぞれの介護保険につきましては、65歳以上の高齢者の方がふえまして、認定の方もふえてまいりますので、内容はちょっとわかりませんが、恐らく財政調整基金がある程度あるということで据え置きになったものではないかなと解釈をしております。以上でございます。

○委員長 いいですか。

○篠原敏宏委員 了解しました。

○山口恵子委員 塩尻市、本市の場合は保険料の引き上げは必要ないということで、ただいま説明を受けましたけれども、世帯全体、市民税非課税世帯の軽減率、国の基準よりも本市は低いというか、軽減を多くしているというようなお話でしたが。県内の軽減の状況、他市の状況、もしわかりましたらお願いします。

○長寿課長 第6期の改定状況をちょっと申し上げますけれども、今回第1段階の改定を行いますけれども、一番今低い乗率を適用しているところが飯田市でございます。現行の0.35から0.041を下げっていきます。

あとの19市につきましては、うちと同じように0.45から0.40に引き下げるところが、本市を含めまして5つの保険者、あとのところは全て0.50から0.45に引き下げておりますので、国の基準の範囲の0.05の範囲で今回第1段階の引き下げを行っていきます。ただあと、29年度を見ますと、7割、5割、3割を予定している者は、広域連合がございますので、19市の中の17保険者のうち本市を含めまして10の保険者ということで、29年度の7割、5割、3割も多くの保険者が、7割、5割、3割を予定をしております。以上でございます。

○山口恵子委員 特に非課税世帯の方の保険料を軽減するということは、やはりそれは大事なことだと思いますが、介護保険料の滞納がかなり問題になっていて、収納率も多分見込んで、この介護保険料の見込額が出されていると思いますが、この見込額が29年度になるほど見込額がふえています、収納率との関係をどのように考えてこの数字を出されたのかをお聞きします。

○長寿課長 3年間の推計の中では、現年度分の収納率は一律99.00%で計上してございます。以上です。

○委員長 よろしいでしょうか。ほかにはよろしいでしょうか。

ないようでございますので、それでは自由討議を行います。何かございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 それでは、討論を行います。ありませんか。

ないようですので、議案第1号塩尻市介護保険条例の一部を改正する条例につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第1号塩尻市介護保険条例の一部を改正する条例につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第3号 人権擁護委員の候補者の推薦について

○委員長 議案第3号人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。説明を求めます。

○子ども教育部長 それでは、議案第3号人権擁護委員の候補者の推薦についてをお願いいたします。議案関係資料の6ページをお願いいたします。

提案理由につきましては、人権擁護委員の候補者の推薦につきまして、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして、議会の意見を求めるもので、この後に法務大臣に推薦をするものでございます。

概要ですが、現在委員は10地区に1人ずつおりまして、このうち檜川地区の藤松淑子氏、北小野地区の宮崎小里氏、片丘地区の近藤君夫氏が、ことし9月30日で任期満了になりますので、再び3氏を適任者と認め、推薦したいものです。任期は、平成27年10月1日から平成30年9月30日までの3年間でありまして、略歴につきましては、次ページのほうにございますので、よろしくをお願いいたします。

人権擁護委員の使命は、国民の人権侵害のないように監視すること。人権侵犯があった場合には、その救済のために速やかな処置をすること。自由・人権思想の普及高揚に努めることとあります。報酬はございません。以上ですが、よろしくをお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。それでは、質疑を行います。委員の皆様より御質問はありませんか。

○丸山寿子委員 任命の仕方についてお聞きしたいんですけど、一度に改選されないようにということで、工夫されているかと思うんですけど、どのような交代する期間ですね、その辺についてちょっとお聞かせいただきたいんですけど。

○こども教育部長 これ、昨年はお一人交代しております。任期がですね、3年ということになるものですから、それぞれのスタート時に変わってきておまして、今の状態ですと、全員が一度に交代することになっておりませんので、今のような形でいけばですね、スムーズに交代するというふうに考えております。

○丸山寿子委員 再任で2期されるということが多いのでしょうか、ということともう1点、あと男女比についてお聞かせいただきたいと思います。

○こども教育部長 男女比につきましては、10地区のうち5名、5名ということで同じでございます。結構再任の方はいらっしゃるんですけども、法務局の通知の中に委員推薦の基準というのがございまして、全体的に高齢というんでしょうか、そういう形になっておるんですけども、再任の候補者については75歳未満でお願いしたいということと、新任の候補者は20歳以上68歳以下でお願いしたいという基準というようなものがございまして、あんまり高齢化にならないようにということでは、一応統一しているということでございます。

○丸山寿子委員 男女比も5名、5名ということですので、人権に関することですので、適正なそういう配慮でいただいているありがたいなというふうに思っております。新しい年度になりましたので、全員の方のお名前の一覧をまた後で結構ですので、出していただけたらと思いますのでお願いいたします。

○委員長 部長、いいですか。

○こども教育部長 わかりました。

○山口恵子委員 個人的にということではなく、人権擁護委員になられた方の研修とか学習の機会があるのかどうか。社会の認識ですとか法改正がありまして、いろんな社会の変化にマッチした人権意識を持っていた上で相談なんかをしていっていただく必要があると思うんですけど、その辺、この擁護委員の皆さんどういった形でされているのかをお聞きします。

○委員長 答弁を求めます。

○こども教育部長 係長のほうから説明をさせていただきます。

○男女共同参画・人権係長 新しい係長の中村です。お願いいたします。新しく任命された委員さんは法務局で研修会等ございます。また、現在任命されている方の委員会の中での学習会もそれぞれ行っております。なお、それぞれの学習会、相談日は月約1回は必ずございますので、その中で研修を積んでいっております。以上です。

○委員長 よろしいですか。

○山口恵子委員 済みません、もう1点。人権擁護委員さんのお仕事に子供たちとのお手紙によるいじめの相談とかね、そういった個別に安心して人権擁護委員さんに相談をできるというお手紙で返事を出すという、そういったお仕事があると思いますが、実際に市内でどのぐらいの件数を対応していただいているか、状況もしわかりましたら。

○男女共同参画・人権係長 申しわけございません。後ほどお示ししたいと思います。

○山口恵子委員 子供たちへの、そういったことをやりますよっていうお知らせとか、子供たちへのPRというんですか、それはどういった形で学校の教育現場で行われているのか、もしわかりましたら教えてください。

○**男女共同参画・人権係長** 学校へのPRは、人権擁護委員さんがそれぞれ各校を回られまして、説明をしていただいております。お願いと説明を、それぞれ各地区1名ずつおりますので、各地区分担している小中学校に出向きましてお願いをしていっております。

○**委員長** よろしいでしょうか。ほかにはよろしいでしょうか。

私から先に、確認1個だけお願いしたいしたいんですが。さっき岩垂部長の、基準があつて75歳未満での再任をお願いすると、もう1個、その下が20歳から何歳。

○**子ども教育部長** 20歳から68歳以下の者を新任の委員の候補としてはお願いしたいというのが、法務局からの通知というか、基準でございます。

○**委員長** ありがとうございます。ほかにはよろしいでしょうか。

ないようです。それでは、自由討議を行います。何かございますか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** それでは、討論を行います。ありませんか。

ないようですので、議案第3号人権擁護委員の候補者の推薦につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**委員長** 異議なしと認め、議案第3号人権擁護委員の候補者の推薦につきましては、全員一致をもって同意すべきものと決しました。次に進みます。

議案第9号 吉田原保育園・吉田児童館分館建設工事（建築主体工事）請負契約の締結について

○**委員長** 議案第9号 吉田原保育園・吉田児童館分館建設工事（建築主体工事）請負契約の締結についてを議題といたします。説明を求めます。

○**教育総務課長** それでは、議案第9号をお願いいたします。こちらにつきましては、先日6月17日に追加提案でお願いしたものでございますので、追加議案、それから追加関係資料をごらんいただきたいと思います。それから、あわせて本日説明資料を1枚お配りさせていただいておりますので、あわせてごらんいただきたいと思います。それでは、議案第9号吉田原保育園・吉田児童館分館建設工事（建築主体工事）請負契約の締結についてでございます。追加議案関係資料の1ページ、ごらんいただきたいと思います。

提案理由ですが、建設工事のうち、建築主体工事に係る請負契約を締結することにつきまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によりまして、議会の議決を求められます。

契約の概要でございますけれども、方法は一般競争入札。6月11日に入札を行いまして、4つの特定建設工事共同企業体が参加しております。金額につきましては3億3,480万円。期限につきましては、平成28年3月25日。相手方につきましては、岡谷・真陽特定建設工事共同企業体ということになっております。

工事の概要ですが、本体は鉄骨造平屋建て、延べ床面積が1,077.69平米、うち保育園が651.41平米、児童館について426.28平米となっております。工事の詳細につきまして、別紙本日お配りした資料をごらんいただきたいと思います。それから、関係資料の2ページには位置図と平面図がついておりますので、

あわせてごらんいただきたいと思います。よろしいですか。

吉田原保育園・吉田児童館分館建設概要でございます。規模は今申し上げたとおりでございます。構造も鉄骨造平屋建て。各室の構成ですが、保育園については保育室5室、事務室、遊戯室ほか、それから児童館については、遊戯室、クラブ室、集会室ほかということで、関係資料の平面図にございますとおり、左側部分ですね、西側部分になりますが、斜線部分が児童館、それから薄い色づけの部分、北側部分になりますが、保育園ということになっております。屋根については金属屋根葺き。外壁はALCパネルプラス金属サイディング。それから、内装につきましては、床と腰壁に県産材を使うことになっております。それから、テラスがカラーゴムチップ舗装。外構につきましては、プールと砂場をつくる。その他工事として太陽熱集熱循環空調システム、それから太陽光発電設備、ペレットストーブ等ということになっております。

それから、工事費のほかにも4番、その他事業費といたしまして、仮設園舎使用料5,000万円、それからその他電気機械、ペレット設置工事等で8,300万円、これは予算額ですけれどもも予定をしております。

5番の今後の予定ですが、現在、仮設園舎をつくっている状況でございますので、7月上旬に保育園を仮設園舎へ引っ越しまして、中旬に本体工事を着手して3月末完成ということで予定をしております。別紙資料の裏面には外観図、立面図をつけさせていただいておりますので、あわせてごらんいただきたいと思います。説明は以上です。

○委員長 ありがとうございます。それでは、質疑を行います。委員の皆様より御質問はありますか。

○副委員長 既に配慮されていると思うんですけど、防音対策などについては地域住民の方の合意、多分得られていると思うんですけども、何か設計の段階で配慮されているのでしょうか。

○委員長 答弁を求めます。

○教育総務課長 工事に関する防音対策。

○副委員長 工事及び完成後の。

○教育総務課長 工事期間中の防音対策については、通常の工事と同様に、周辺の皆様方に通知する中でやっていくということしております。工事完成後の防音対策。

○副委員長 よく園児の方のね、話し声とか騒音などが住民トラブルになりますけど、今までもそういうトラブルなかったと思うんですけど、設計の段階でそういう配慮はされているかという質問です。

○教育総務課長 係長のほうから説明させていただきます。

○教育施設係長 防音対策につきましては、ガラスの部分にペアガラスになっております。通常の1枚ガラスよりはですね、ペアガラスということで断熱性能も上がっていますし、防音対策もとっています。外壁に関しては、ALCパネルになっていまして50ミリです。その内側に断熱材が入っていますので、そういったものにもですね、外への音漏れがしにくいというような構造になっております。以上です。

○委員長 よろしいですか。

○副委員長 はい。

○委員長 ほかに質問ありますでしょうか。

○丸山寿子委員 ちょっと建物のことでなくてあれなんですけど、新しく建設して、駐車場についてはどの辺に位置するのか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○**教育総務課長** 現在ですけれども、追加関係資料の2ページの上の段に位置図がございますけれども、現在吉田原保育園のある北側の部分が公園になっておりまして、保護者送迎にはそこを使っていたいております。それから西側に民有地がございます、職員用と一部保護者送迎用にも使っているんですが、西側部分に駐車場がございますので、現位置に建てかえの計画でございますので、基本的に同じ形で駐車場を使うという予定でおります。

○**委員長** よろしいでしょうか。

○**丸山寿子委員** 公園っていうのは、公園の駐車場を使って送迎ということですか。

○**教育総務課長** 送迎時だけですので、現在そういう状況で使っております。

○**丸山寿子委員** とりあえず、いいです。

○**委員長** いいですか。ほかに。

○**山口恵子委員** 児童館の位置づけなんですけれども、今回の議案には児童館分館建設工事というふうに表現がありますが、以前は独立館というようなことだったかなと思うんですけれども、その辺、独立館と分館という意味合いの違いは特にどんな状況なのかお聞きします。

○**委員長** 答弁を求めます。

○**教育総務課長** 現在、吉田児童館の分館が道東のほうにある古い保育園を使った形で児童館運営しておりますので、基本的にその機能を今回の新しいところに移管するという考え方でおります。吉田児童館自体は新しくつくったものが道東のほうにありますので、2館ということでもありますけれども、新しく位置が道西のほうに移りますので、今後の利用形態等も含めて変わってくれば検討していくことになるのではないかと考えております。

○**委員長** よろしいでしょうか。

○**山口恵子委員** 済みません、確認ですが、東側に現在使われている児童館を本館とし、今回のこちらのほうは分館という形で利用するという捉え方でよろしいですか。

○**教育総務課長** 申しわけありません。説明の仕方がまずかったと思うんですが、現在、道東に本館と分館が2館ございます。

○**委員長** 本館と分館がある。

○**教育総務課長** 本館のほうは新しいもので、分館のほうは古い保育園のあとを使っておりますので、そっちが老朽化しております。分館のほうを道西の今回のところに移設をしたいというものでございます。

○**委員長** よろしいでしょうか。

○**丸山寿子委員** 済みません、ちょっとさらに確認ですけど。そうしますと、現在の分館、老朽化しているところ、全く児童館としては使っていない、今は北部子育て支援センターありますけど、それとして単独に使うというふうに解釈すればいいわけでしょうか。

○**こども課長** 済みません、こども課長の青木です。よろしくお願いたします。今の御質問につきましては、一応吉田児童館の分館ということで、新しい位置づけで建設をさせていただきますので、今、委員のおっしゃるとおりに、北部の子育て支援センター入っておりますので、今後は北部の子育て支援センターの専門の館として使っていくということで考えております。

○**委員長** 失礼しました、課長です。失礼しました。よろしいでしょうか。

○丸山寿子委員 その辺の児童館の、今度新しくそういうふうに変わっていくということは、利用者の方たちのほうには説明会等で、十分承知して納得されているということでよろしいわけですか。

○こども課長 何回か地元の方ですとか利用者の方には御説明をさせていただいております。現在どちらの、本館のほうに通うのか、分館のほうに通うのかっていうのは、地元で昔からの地域とかですね、場所的にどちらへ通うかという取り決めがありますので、そういったものに従いまして現在もそこら辺の地元のほうで調整をさせていただいているところでございます。

○山口恵子委員 そうしますと、利用の仕方については、学年で区切るのか地域で区切るのかは、現在地元のほうで検討をしているという理解でよろしいですか。

○こども課長 恐らく考え方としては、地域で区切っていくという考え方になろうかと思いますが、そういったものも含めてですね、今検討させていただいている段階でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長 検討中。

○山口恵子委員 それともう1点。分館と本館が児童館あるということで、職員配置、職員の考え方はどのようになさるのかお聞きします。

○こども課長 現在、吉田の児童館と分館はかなり近い場所にあるものですから、要は、館長先生が両方を兼ねて、両方を統括していただいているという感じになります。今度は国道を挟んでですね、少し距離が離れますので、その辺もですね、本来、館としては離れてしまうわけですけども、同じ吉田小学校の生徒が通うということで、全く別のことをするというわけにもいかないと思ひますし、基本的には連携をとりながらですね、やっていくという方法になると思ひますが、その人員配置につきましては、じゃあ両方に館長を置くのか、あるいは本館のほうに館長を置いて分館のほうに館長相当職の代理のような方を置いて連携してやるのか、いろんな方法が考えられると思ひますので、その辺はちょっと今後ですね、議会の御意見ですとか、地元の皆さんの御意見なんかもちよつと参考にさせていただきながら、検討していきたいというふうにお願ひしております。

○委員長 よろしいですか。ほかにはよろしいでしょうか。

○篠原敏宏委員 済みません。契約ケースとは直接関係ないんですが、この財源、この事業の財源を教えてくださいませんか。

○教育総務課長 当初は社会資本整備の交付金を予定しておりましたけれども、それについての配分が予定より少なかったということもありましたので、そちらについては、建設の道路等に充てるということで、今回の保育園建設につきましては、旧まち交の交付金が490万円、それから県産材の県の支出金が500万円、残りを起債、起債が大部分ですけど、起債が約3億5,600万円、それから一般財源1億2,000万円余という全体での事業費ですけども、工事だけではございませんが、そんな予定でございます。

○委員長 よろしいですか。

○篠原敏宏委員 この児童館のほうと保育園のほうと、財源っていうのは、今のまち交にしる県産材にしる、はっきり言うと大して金額がですね、大きくないんですが、区分があるんですか。

○教育総務課長 一応、事業費的には保育園部分と児童館部分で区分をしております。

○篠原敏宏委員 起債は、どういった起債になりますか。

○教育総務課長 施設整備の起債、それから社会福祉施設整備事業の起債、それから一般の公共事業等起債とい

う3種類を予定しております。

○委員長 いいですか。

○篠原敏宏委員 済みませんね。有利な起債っていうかそういう区分ではなくて、一般単独債っていうか通常的全額償還するそういう起債ですか。申しわけないです。

○教育総務課長 先ほど申し上げましたが、施設整備事業に関する起債につきましては、補助金に変わる形で創設されたと聞いておりますので、それについては交付税措置が70%ございます。社会福祉施設整備事業債については、今までもそうですが、交付税措置なしのものになります。公共事業債については、20%の交付税措置ということになっております。

○篠原敏宏委員 ありがとうございます。

○委員長 いいですか。ほかには。

○丸山寿子委員 お願いします。今まで児童館とそれから保育園の併設と言いますか、そういったことで、児童館が2階に設置されていたケースはあるんですが、ちょっと私の記憶では同じ階にということがあったのか、なかったような気がするんですけども。それで、児童館は長期の休みのときも子供たちが来ますし、きちっとすみ分けて、入れないようなドアの仕組み等配慮されているとは思うんですけども、その辺の確認と。それから、今まで面積がないために保育園の機能を2階にも持っていったことがあったと思います。その場合にそれが使いにくいというような声もあって、広く保育園は保育園で1つにまとまっていいていいと思うところに、児童館も同じ階につくってあるわけですけど、その辺ちょっとお考えをお聞かせいただきたいです。メリット、デメリットあるのかどうか、ちょっとその辺についてお願いします。

○教育総務課長 追加関係資料の2ページに平面図ございまして、左側の斜線部分が児童館、それから北側の薄い色をつけてある部分が保育園ということになっておりますが、実際の出入りは廊下の突き当たりのところに扉があるだけということで、きちんと区分をしております。それから、これまで1階が保育園、2階が児童館というケースがございましたけれども、今回については、保育園の規模それから児童館の規模等を考慮する中でこういう形、児童館のほう使いやすい形をとらせていただいております。あいているときにはどちらの施設も相互に利用をできるような形でメリットはあるかなというところがございます。実際の使う方法については、今後、園長先生、館長さんも含めて検討していくことに、こども課のほうで検討していくことになるかと思いますが、一応設計の段階ではそんな状況でございました。

○丸山寿子委員 小さい子供たちにとっても少し自分より大きい子供たちの姿を見る、また逆もいい効果もあるかとは思いますが。一番は小さい子供たちにとってやっぱり大きい子供たちの動きのペースだとか、そういったことで事故等ないようにということは、先生方も十分配慮していただくとは思うんですけども、その辺のことをまた十分、中で検討していただけるようお願いをしたいと思います。要望でいいです。

○委員長 要望ですね。ほかにはよろしいでしょうか。

ないようですので、それでは、自由討議を行います。何かございますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 それでは、討論を行います。ありませんか。

ないようですので、議案第9号吉田原保育園・吉田児童館分館建設工事（建築主体工事）請負契約の締結につ

きましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第9号吉田原保育園・吉田児童館分館建設工事（建築主体工事）請負契約の締結につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

ここで10分間休憩を取ります。

午前10時55分 休憩

午前11時04分 再開

○委員長 それでは、おそろいようですので、次に進ませていただきます。

議案第10号 塩尻市文化会館舞台照明設備更新工事請負契約の締結について

○委員長 議案第10号塩尻市文化会館舞台照明設備更新工事請負契約の締結についてを議題といたします。説明を求めます。

○生涯学習スポーツ課長 それでは、お願いいたします。今の第9号と同じく、追加議案の関係資料のほうをお願いいたします。追加議案の関係資料の3ページをお願いいたします。それから、お手元のほうに本日の追加資料としてA4版2枚ございますので、そちらのほうも後で説明をさせていただきますので、資料の用意のほどお願いいたします。

議案第10号塩尻市文化会館舞台照明設備更新工事請負契約の締結について。提案理由でございますけれども、塩尻市文化会館舞台照明設備更新工事にかかわる請負契約を締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

2の契約の概要でございます。塩尻市文化会館舞台照明設備の更新工事になります。工事の入札方法でございますけれども、随意契約でございまして、6月11日に入札を執行をいたしまして、その相手方でございますように株式会社松村電機製作所東京支店が落札をしております。工事の期限でございますけれども、さきの5月の臨時議会におきまして債務負担行為の追加補正を議決をいただきまして、複数年契約ということをさせていただきますので、平成29年3月24日でございます。

工事の概要でございますけれども、本日お配りした資料及び次ページにレザンの平面図、それから断面図ございますので、そちらを見ていただきながらお願いしたいというふうに思います。本日お配りした追加資料のほうの表面をお願いしたいと思います。

1の工事概要でございますけれども、大ホール、中ホール、同工事の内容でございます。2カ年と申しましたので、平成27年度につきましては、調光設備更新工事となります。私のほうで説明をさせていただきますので、裏面のですね、赤白の2色刷りのほうのものをしながらお願いしたいというふうに思います。27年度1つ目につきましては、そこに調光設備というふうに点線で四角くくってあります。ちょっと右のほうを見ていただきますと、上段に平成27年度、それから平成28年度というふうに縦軸で分けてございます。これが施工区分になります。調光設備につきましては、主幹盤・分岐盤というものが、その中の左側でございますけれども、これは舞台の演出照明、それから客席の照明用電源を受電をいたしまして、右にあります調光器、それから作業灯回

路、各制御系統へ電源を分岐、供給する盤になります。それから、主幹盤・分岐盤から右に矢印が行ってまいりますけれども、調光器盤、それからその下の調光制御盤がございますけれども、これは照明の明るさを調整する機器でございます。それから下を見ていただきますと調光操作卓・プリセットフェダー卓等がございますけれども、これは各種操作スイッチなどを配列した照明の操作部に当たるものでございます。27年度につきましてはこれと、それから今お話し申し上げました、それらの機器をつなぐ配線ケーブル、信号のケーブルになりますけれども、これらの更新をさせていただきます。

28年度の工事分でございますが、その絵のほうで右のほうへ行きますけれども、負荷設備ということで、点線で長四角に縦長にくくってある部分でございます。今お話をした27年度の調光基盤から右に矢印が出て負荷設備のほうに行っていますけれども、そこから出力されて照明までの更新ということになりますので、各種コンセント、ライト、それからケーブル等の更新という形になります。これが全体の工事の概要になります。

追加資料のですね、4ページ、5ページのところをごらんいただきたいと思いますが、ちょっと小さくて見にくいわけがございますけれども、4ページの大ホールの平面図をごらんいただきたいと思いますが、左にホワイエというふうに書いてございますけれども、その右に映写室がございます、その下に照明操作卓というものがございます。それから、ちょっと右のほうへ目を動かしていただきますと、客席のところにシーリングライトというものが真ん中のところにあります、その下にですね、ちょっとわかりにくいんですが、ちょうど客席の下のところにちょっと扉のような形が、周りがくくってある四角いものがございますが、この部分が先ほど説明をさせていただきました主幹盤・分岐盤・調光基盤がここにございます。ですので、平成27年度につきましては、今申し上げた照明操作卓と今の主幹盤・調光基盤及びこれをつなぐ配線を更新するという形になります。

追加資料のほうをごらんいただきたいと思いますが、工事の期間につきましては、6月の市議会の議決をいただければ、議決日から29年の3月24日ということでございます。

契約の予定額でございますが、3億6,612万円でございます。平成27年度の支払限度額は1億7,892万円、28年度の支払限度額は1億8,720万円でございます。

工事の予定日でございますけれども、平成27年度は中ホール、平成27年12月7日から28年1月15日までの40日間、大ホールは平成28年1月12日から28年3月18日、67日間でございます。28年度は中ホール、平成28年12月5日から平成29年1月20日、47日間、大ホールは平成29年1月11日から平成29年3月24日の73日間を予定しております。

5の契約方法でございます。随意契約でございますけれども、その理由を記載をさせていただきましたが、照明設備更新工事の期間中は、今申し上げましたように、その期間中は各ホールが利用できないということになりますものですから、年間の利用状況、それから更新工事に要する工事期間を踏まえまして、2カ年で施工という形で行いたいということが前提でございます。文化会館の現在の舞台照明設備は、当該の会社の製品でございます。このたびの設備更新につきましては、残存する機器、いわゆる28年度の施工部分が残るものですから、との互換性、それから文化会館の機能水準を維持するために、既存設備を設置した設備メーカーで機器を構成することが必要という判断をいたしまして、随意契約とさせていただいたものでございます。説明は以上になります。よろしく願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。それでは、質疑を行います。委員の皆様より御質問はありませんか。

○丸山寿子委員 済みません、ちょっと今さらのような質問であれなんですけど、臨時議会のときに補正予算をお認めしたわけなんですけれど、当初予算に対して、やはりこの補正の比率がかなり高いというふうに思うわけなんですけど、この辺についての御説明をちょっともう一度お願いしたいと思います。

○生涯学習スポーツ課長 5月の臨時議会のときにお話をさせていただきましたが、当初はそれぞれの年度で予算計上してやるという方針でございましたが、同じ工事と申しますか、一連の工事でございますので、これは債務負担をお願いをして、2カ年の複数年契約にさせていただいて工事をしたほうがよりスムーズな工事もできますし、積算、いわゆる設計額の面でも多少有利になるということもございましたので、そういったことでお願いをしたものでございます。

○丸山寿子委員 それから、議案質疑のときの答弁で、建設当初のメーカーの機器で行うことが大切で考えたのということで、契約の相手方があるわけなんですけれども、建設は平成7年だったですかね、8年からオープンで。その当初というのは、特殊な機器だということはわかるんですが、やはり県内のかかわる業者というよりは、やはり今回あるように東京ですとか、こういったところの業者でないとなかなかこういうホールというのは設定できなかったというふうに、ちょっとさかのぼって申しわけないんですけど、考えればいいわけですか。ちょっとその辺をお願いします。

○生涯学習スポーツ課長 こういったですね、大ホールのいわゆる照明設備をする業者さんは、全国でも本当に数少ないと聞いております。聞いたところによりますと、二、三社ということでございまして、その中で、建設当時にはこの松村電機製作所が携わったということになっていると思います。

○丸山寿子委員 としますと、例えば近隣でも松本ですとか、また茅野なんかも後から新しくしているわけなんですけれど、今のお答えでいけば、国内でも限られたところにやはり同じように依頼をしていると考えればよろしいわけですか。

○生涯学習スポーツ課長 この松村電機製作所さんですね、長野県内の納入実績でございまして、須坂市の文化会館、それから市民交流センターえんぱーく、それから伊那の文化会館、安曇野市の穂高交流学習センター、松本市民芸術館、伊那市生涯学習センター、松本市中央公民館、それから塩尻市の文化会館ということでございます。以上です。

○丸山寿子委員 とりあえず、いいです。

○委員長 ほかに、いいですか。ほかに質問ある方。

○金田興一委員 金額も3億6,000万円ということで大変多いんですが、地元の業者が下請け等で入るといって、そういうチャンスなんかはあるわけでしょうか。

○生涯学習スポーツ課長 こういったですね、大きなホールの照明設備につきましては、コンピューター制御をした特殊な照明になります。臨時議会のときにもちょっとお話をさせていただきましたが、OSウィンドウズの最新型のものを入れるという形で、コンピューター制御でやっております、その自社で制作をして設置までするという業者ですので、その下にですね、市内業者さんが入ることはちょっと難しいかなというふうに思います。

○金田興一委員 今の件はわかりました。もう1点お聞きしたいのは、またいずれ更新なり何らかの工事の時期が来ると思うんですが、質疑の中でもあったんですが、この業者と今度は違う業者に変えるというチャンスってのはあるわけでしょうか。

○生涯学習スポーツ課長 レザンは平成8年に開設をして来年で20周年になります。この間は一切照明設備については更新をしてごさいませんので、このたび更新をすればですね、多分そのくらいはもたせるべきだろうというふうに思いますし、もつだろうと思っています。その時点のお話になってまいりますので、その時点が、世の中がどういうふうに進歩しているかわかりませんので、また入札方式についてもですね、いろんな形が出てくるかもしれませんので、その辺はちょっと私の段階ではわかりかねます。

○委員長 よろしいですか。

○金田興一委員 いろんな状況はわかりましたんで、納得しましたが、議員の間でもなかなか納得できない人が多いので、ましてや市民の中ではなおさらだと思いますんで、そんなことも十分承知をしながら工事を進めていただきたいと。

○委員長 要望で。

○金田興一委員 それからもう1点。1月からですか、12月から1月、あるいは1月から3月、この間のホールの利用の代替的なことはどんなふうにお考えなんでしょうか。

○生涯学習スポーツ課長 レザンホールにつきましては、2年前から予約という形でやらせていただいております。12月から3月までにですね、ありますので、通常、2月に信濃の国大合唱フェスティバルございますけれども、これは12月に日程変更をさせていただいておりますし、前回の臨時議会の中でも高校の卒業式のお話が出ましたけれども、確認をさせていただきましたら、各学校で卒業式をしていただけるということでございました。そんなような形で事前の調整をさせていただいております。

○委員長 よろしいでしょうか。

○金田興一委員 それからもう1点。文化振興事業団のほうに指定管理者になっていますよね。この指定管理料なんかの関係は、あらかじめ織り込み済みなんでしょうか。

○生涯学習スポーツ課長 指定管理料につきましては、前回の臨時議会のときにも同じお話をさせていただいたと思っているんですが、当然休館する期間中ではございますが、その部分については、指定管理料のほうでは今のところそれを控除するとかいうことはしてございません。

○委員長 していない。いいですか。

○金田興一委員 ありがとうございます。

○副委員長 恐らくこの20年間の間に照明機器の基準が変わって、T型のコネクターからですね、C型に変わって、全面的に更新しないとその基準をクリアできないと思うんですね。ついては全部、灯体から何から全部入れかえになると思うんですけど、それはやっぱり積算もある程度の参考のために上げないとですね、一体レザンホールの中に幾つスポットライトがあるかなんてことは、我々素人は知らないものですから、そういうことも必要かなという気がしました。

それから恐らく灯体だとか機器にですね、かなりのものが、金額がかかるのは当然ですけども、コンピューター化していくわけですからね。工事費がね、かなり専門性が高いので、ほかの業者が入りこめないような大変複雑な機器になると思うんです。そこら辺の心配が、その積み上げが多分3億円という金額になっているんだと思うんですけど、1つ伺いたいのは、先ほど言ったT型からC型に変換する際にですね、こうやって年度をまたいだ場合、間に入れた場合、その接続の部分、コードを入れかえたときに先端の部分は、全部臨時にどうい

継続でつながっていくのかっていうことがよくわからないのと、それから、例えばあそこで貸館としてですね、借りる場合に、例えばコンサートなどでですね、持ち込みの照明などを持ってくる場合もあると思うんですね。そういう接続のほうで不都合が生じないんだろうかと、そういう疑問があるんですけど、そこら辺は工事期間中、いかがなんでしょうか。

○生涯学習スポーツ課長 済みません。私、今のT型、C型の部分は、ちょっと存じておりませんので、ちょっと調べて後ほど答弁させていただきます。接続、今の積算に関しましてまずお話をさせていただきますと、昨年度この照明設備の更新のですね、実施設計の業務委託をさせていただいております。これは建築士、1、2級の建築士になりますけれども、2名以上の業者がいるところ、それから建築設備にかかわる電気及び工事監理の登録がある業者ということで6業者を指名をさせていただきます、その中で詳細な実施設計、積み上げをさせていただきます。ですので、1番目のちょっと質問は後ほどですが、2番目のところの、いずれにしても年度をくぐって工事をするという前提で設計をしておりますので、確認をさせていただきますが、その部分につきましても十分配慮をした設計になっていると思われませんが、後ほど答弁させていただきます。

○委員長 よろしいですか。ほかには、よろしいでしょうか。

ないようですので、それでは、自由討議を行います。なにかございますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 それでは、討論を行います。ありませんか。

ないようですので、議案第10号塩尻市文化会館舞台照明設備更新工事請負契約の締結につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第10号塩尻市文化会館舞台照明設備更新工事請負契約の締結につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第6号 平成27年度塩尻市一般会計補正予算（第2号）中 歳出3款民生費、4款衛生費、10款教育費

○委員長 議案第6号平成27年度塩尻市一般会計補正予算（第2号）中、歳出3款民生費、4款衛生費、10款教育費についてを議題といたします。説明を求めます。

○長寿課長 歳出補正予算となります。13、14ページをお願いいたします。よろしいでしょうか。13、14ページ、歳出補正中段の3款民生費1項社会福祉費5目、白丸の介護保険事業特別会計繰出金の補正は、第1号議案の条例改正におきまして御説明申し上げました、第1段階の保険料軽減によって生じます軽減相当見込額の539万円を一般会計から特別会計に繰り出させていただきますようお願いするものでございます。この繰出金に対しまして、13ページの財源内訳をごらんいただきますと、国が2分の1、県が4分の1、一般財源の市が4分の1の公費負担による繰り出しをお願いするものとなります。以上です。

○福祉課長 続きまして、3項生活保護費1目生活保護総務費の13節委託料になりますけれども、生活保護事務諸経費の生活保護システム改修委託料になりますけれども、こちらは生活保護法によります住宅扶助基準及び冬期加算の保護基準が改正されたこと、また、マイナンバー制度が導入されることに伴います生活保護システムの必要な改修を委託するものです。以上です。

○健康づくり課長 続きまして、4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費の保健衛生事務諸経費でございますが、マイナンバー制度導入に伴いまして、総合健康システムの改修の費用を補正計上するもので、総合健康システムにつきましては、各種がん検診、特定健診、予防接種等の19業務についてのものがございます。それから、次の保健衛生繰出金91万4,000円につきましては、後ほど国民健康保険檜川診療所事業特別会計で御説明をいたします。

○教育総務課長 それでは、おめくりいただきまして、15ページ、16ページ、10款教育費1項教育総務費3目事務局費です。右側になりますが、スクールバスの運行費でございます。これにつきましては、国土交通省北陸信越運輸局の公示であります一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の標準適用方法、これが改正になりまして、スクールバスもこれが適用になっておりまして、スクールバスの運賃等の算定基準が見直しになりました。これに伴いまして、委託料434万円の増額補正をお願いしたいものがございます。改正内容につきましては、運賃を算定する際に通常の走行時間のほかに、出庫前、帰庫後における点呼・点検時間それぞれ1時間、合計2時間を加えることとされたということで、これに伴いまして、通常日課で運行しているスクールバスの1日当たりの単価について、当初見込んでいた13万1,746円から15万8,685円ということで、2万6,000円ほど増額になりました。それに伴いまして補正をお願いしたいもので、補正後の委託料につきましては4,604万9,000円という状況でございます。以上です。

○市民交流センター長 めくっていただきまして、17ページ、18ページをお願いいたします。教育費の中の図書館費ですが、図書購入費としまして100万円の補正をお願いしてございます。これは3月に新聞報道ございましたが、広丘の企業さんから操業40周年を記念して教育に役立てる目的でということで100万円の寄附をいただいております。教育委員会のほうでその使用方法につきまして検討をいたしまして、市立図書館のほうで小中学校への巡回図書の取り組みを2年前から始めておりますが、そちらのほうで使って、各学校で生かそうということで話がまとまりまして、このような形にさせていただいております。よろしく願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。それでは、質疑を行います。委員の皆様より御質問ありませんか。

○山口恵子委員 教育費のスクールバスの運行の関係で、算定基準が見直しがされたということですが、その基準の内訳をわかりましたら教えてください。

○教育総務課長 基準自体は、単価の見直しとですね、先ほど申し上げた算定の際に入庫前と帰庫後の各1時間を運行時間に加えなさいという内容でございます。

○委員長 よろしいですか。ほかには。

○篠原敏宏委員 今の山口委員の関連になりますが、今この時期にこの形で補正をするというふうになったのは、国の基準というのは、当初予算には間に合わない時期に話が出ているということでしょうか。その経緯をお願いします。

○教育総務課長 実際のこの公示自体は25年度末ですね、26年の3月に出しております。今回の改正の理由でございますけれども、24年の4月に関越道で高速ツアーバスが大きな事故になりまして、運行の方法等の見直しをということで改正になっております。基本的には貸切バスが主でございますが、スクールバスがこの対応を、同じ基準を使いなさいということになっておりますので、スクールバスのほうの見直しも必要になってきたという中で、ただ、公示自体が25年度末、26年の3月でしたので、昨年度の変更には間に合わないもので、今年度

27年からという形になっております。見直しの中身がですね、当初単価の改正ということで想定をしておりますが、当初予算では単価の改正部分の増額を見込んで予算計上しておりましたが、実際に契約の段階になりましたので、先ほど申し上げた2時間分を加える必要が出てきたということで、実際に単価契約ですので、契約は済ませておまして、当初予算の中で現在は運行しておりますけれども、最終的には不足が間違いないということになりますので、今回確定した段階でお願いをしたいというものでございます。

○篠原敏宏委員 今回の経過はわかりました。理解できないことではないと思いますが。もう1点、先日、熊対策の一般質問があって、それに対応することを今考えているという御答弁があったわけですが、これにかかわる経費は、今回は入っていない、今後ということでしょうか。

○教育総務課長 これにつきましても、先日の本会議の中でも検討中ということで、部長のほうから答弁をさせていただいておりますが、現在学校、地域等含めて増発を検討しているところでございます。できるだけ早い時期に実施をしたいということで進めておりますので、実施がこれも確定いたしましたら、バス、現在のバスだけでは足りないものですから、その部分について今後9月なり12月なりでまた補正予算をお願いしていくことになるかと考えております。

○篠原敏宏委員 ありがとうございます。

○委員長 ほかによろしいでしょうか。

○副委員長 14ページのマイナンバー制度について、そのシステムの改修に635万円必要だということですが、新聞報道によりますとね、125万人の方が現在情報が流出してその間に年金を受け取って、新しいナンバーが8月か9月ですかね、交付されるというようにありますけど、それに関する補正というのは考えられないのでしょうか今後、セキュリティのために。

○委員長 答弁を求めますが、これは。そうですね、担当課もいませんので、副市長お願いします。

○副市長 誰もいませんので私が。答弁になるかどうかわかりません。125万人というのは、年金の話ですね。

○委員長 そうです。

○副市長 125万人の年金の流出については、私どもの事務ではございませんので、市の内部で関係する年金の番号に引っかかってくることはない。

○委員長 ましてや、情報流出も。

○副市長 ございません。

○委員長 ございません。ありがとうございます。ほかによろしいでしょうか。

○丸山寿子委員 18ページの図書購入費のことで、今のところの小中学校への巡回図書についてももう少し、どんな御予定かお聞かせください。さっきあれですよね、小中学校への巡回図書を考えているとおっしゃらなかったですか。

○委員長 巡回図書の増刷。

○丸山寿子委員 増刷。内容を、済みません。

○市民交流センター長 今回の状況という意味でよろしいですか。ちょっと今、私、2年前からというふうに申し上げましたが、去年おととしと、予算を200万円ほど使わせていただいて、小学校の低学年用セット、高学年用セット、中学校用セットというものを箱つきで購入しまして、回すというか、要望のところへ届けるという

形をとるように変えましたけれど、やっております。今回はそれに、ちょっと今年度は全体的にその予算少なくて、ちょうどこのお話あったので、これをちょっと乗せさせていただいたというような流れできています。

○委員長 いいですか。

○丸山寿子委員 済みません、ちょっと図書館のところで関連でちょっと申しわけないですけど、本の寺子屋の事業をやっています、図書館のほうで。それで、非常にすばらしい講師の方々も来ていらっしやいまして大変市民に人気があるわけなんですけれども、今までえんぱ一くの会場で行ってまして、講師によってはもっと大勢の方が聞けるようにということで、たまには会場を移してもう少し大きな会場でというような声も上がっているんですけども、本の寺子屋の性質上、できるできないということもあるかとは思いますが、外で、お出かけ図書館ではないですけども、何か違う形態でやることによって、既存に、他市の会場では信州岩波講座ですかね、そんなようなことで、かなり大きな人数でも開催をしたりしているわけなんですけど、塩尻のPR、図書館のPRということ、より多くの人に知ってもらおうということで、全てというわけではないですが、そういったことっていうのは検討をされているのかどうかについて、ちょっと関連でお聞きをしたいのですが。

○市民交流センター長 全く考えてないということではございませんし、市民の方からもそういう声は届いていますが、原則的な部分で言うと、えんぱ一く、図書館に足を運んでいただくということで、えんぱ一くの事業は基本的にスタートして今に至っているという背景がありますので、まずそのところで1つは、ちょっとあまり動かない方向でいくのが1つ。それから、レザンってことになると思いますが、レザンで計画するということになると、明らかに300人、400人以上を集客できる人という人の絞り方になってきて、人を何百人集めるということで人を選択していませんので、そういうことでレザンをセットし、そのための人集めをするということで今のスタッフの力を使いたくないなというふうに思っていて、とりあえずレザンのほうにあまり動こうとしてないのがもう1つあります。それともう1つは、姜尚中さんとか上野千鶴子さんとかですね、そういう著名な方が来るからそういう声が出てくるんですけど、寺子屋十幾つやっている中の1回なんです、年間の中の。1回だから向こうでやればということもよくわかるんですが、1回だけで私たちがむしろ気を使いたいのは、来ない方のイベントのほうに人を1人でも多く呼びたいというほうに力を使っていますので、集まってしまうのは、放っておいても集まってもらって、来れた人にちゃんと話を聞いていっていただけるというようなイベントでもって、とりあえず今のところは使わせていただいているというのが現状です。ただ、レザンで絶対やるのが嫌だとか、そういうことではありませんので、そもそも寺子屋をこれからどう発展させていくのかという目線の中でですね、検討はしていきたいというふうには考えております。

○丸山寿子委員 同じ講師の方も、例えば松本だったらブエナビスタの中の大きな会場でということで、チケットも売って満席というような状況もある中で、やはりより多くの方が参加したいという声もあって、図書館のほうにも届いているようなんですけれども、視点を変えて、また新しい図書館利用者を発掘すると言えばおかしいですけど、よりPRしていくというような観点からも、また内部で検討していただけたらというふうに思います。小さな会場で、作家の方たちと身近にお話を聞けるという非常にいい利点もあるということは承知はしておりますけれども、また御検討をお願いしたいと思います。

○委員長 要望でいいですか。

○丸山寿子委員 要望です。

○委員長 ほかにはよろしいでしょうか。

○山口恵子委員 民生費の生活保護費の関係ですけれども、システム改修、マイナンバー制度が主な内容ですが、その中の一部で生活費の変更もあるというお話でしたが、そのほかに住宅扶助費の変更なども含まれているのかどうか、その辺をお聞きします。

○福祉課長 今回の生活保護法の改正では、住宅扶助費の基準と冬期加算のこの2点が大きな改正になっておりますので、この両方を含んだ改正になります。

○委員長 よろしいですか。ほかにはよろしいでしょうか。

ないようですので、自由討議を行います。何かございますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 それでは、討論を行います。ありませんか。

ないようですので、議案第6号平成27年度塩尻市一般会計補正予算（第2号）中、歳出3款民生費、4款衛生費、10款教育費につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第6号平成27年度塩尻市一般会計補正予算（第2号）中、歳出3款民生費、4款衛生費、10款教育費につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第7号 平成27年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について

○委員長 議案第7号平成27年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。説明を求めます。

○長寿課長 議案第7号介護保険事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、5ページをお願いいたします。今回の補正は歳入のみの補正となります。歳入補正の5ページ、最初の現年度分保険料の減額は、第1段階の保険料軽減によって生じます減額相当見込額となり、対象者数につきましては、本年4月1日現在の被保険者数1,764人で積算しております。その下の6款1項一般会計繰入金の低所得者保険料軽減繰入金において、その同額を繰り入れるよう補正をお願いするものでございます。なお、差し引きゼロとなりますので、予算総額の変更はございません。以上です。よろしく申し上げます。

○委員長 ありがとうございます。それでは、質疑を行います。委員の皆様より御質問ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、自由討議を行います。何かございますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 それでは、討論を行います。ありませんか。

ないようですので、議案第7号平成27年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第7号平成27年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）につつま

しては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第8号 平成27年度塩尻市国民健康保険榑川診療所事業特別会計補正予算（第1号）

○委員長 議案第8号平成27年度塩尻市国民健康保険榑川診療所事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。説明を求めます。

○健康づくり課長 それでは、資料の1ページをお願いをいたします。第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ91万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,422万円とするものでございます。

では、歳出から御説明をいたします。9ページ、10ページをお願いをいたします。2款医業費1項医業事業費1目医業事業費の説明欄、医業事業事務費、備品修繕料91万4,000円でございますけれども、X線透視装置のカメラ部分に不具合を生じておりまして、映像が不鮮明となって診療に支障があるために修繕費の補正をお願いするものでございます。

続いて歳入でございますけれども、戻っていただいて、7ページ、8ページをお願いをいたします。先ほど一般会計の歳出の補正にございましたと同額でございますが、一般会計からの繰入金歳出と同額の91万4,000円でございます。説明は以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。それでは、質疑を行います。委員の皆様より御質問はありませんか。

ないようでございますので、自由討議を行います。何かございますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 それでは、討論を行います。ありませんか。

ないようですので、議案第8号平成27年度塩尻市国民健康保険榑川診療所事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第8号平成27年度塩尻市国民健康保険榑川診療所事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

議会第1号 地方単独事業に係る国保の減額調整措置の見直しを求める意見書

○委員長 議会第1号地方単独事業に係る国保の減額調整措置の見直しを求める意見書についてを議題といたします。趣旨説明は議場でありましたので、早速審査に入りたいと思いますがよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 ありがとうございます。それでは、質疑を行います。委員の皆様より御意見、御質問はありますでしょうか。いいですね。

ないようですので、自由討議を行います。何かございますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 それでは、討論を行います。ありませんか。

ないようですので、議会第1号地方単独事業に係る国保の減額調整措置の見直しを求める意見書につきまして

は、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**委員長** 異議なしと認め、議会第1号地方単独事業に係る国保の減額調整措置の見直しを求める意見書につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

請願6月第1号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める請願

○**委員長** それでは、次に請願の審査を行います。当委員会に付託されました請願は全部で1件であります。請願6月第1号「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める請願につきまして審査をいたします。事前に文書表が配付されておりますので朗読を省きたいが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**委員長** ありがとうございます。それでは、質疑を行います。委員の皆様より御意見、御質問はございませんか。いいでしょうか。

○**山口恵子委員** 1つ質問。この請願の中に書かれています義務教育費国庫負担制度の主な内容が、教育活動費と人件費というふうにあります。この割合がどのくらいの割合になっているか、もしわかりましたら教えていただきたいのですが。

○**委員長** 答弁を求めます。

○**丸山寿子委員** 答弁を求めるといふか、いないから。教育委員会のほうでわかるようでしたら。

○**委員長** いないんだ。失礼しました。わかる方お願いします。青木課長お願いします。

○**教育総務課長** これにつきましては、県の予算のほうになりますので、ちょっと今時点では私どものほうでは承知しておりません。申しわけございません。

○**委員長** よろしいですか。

○**山口恵子委員** いいです。

○**委員長** ほかによろしいでしょうか。いいですか。

○**丸山寿子委員** 子供たちの教育のためにぜひ必要なことで、毎年出ているものではありますけれども、ぜひ採択をし、意見書を上げていくということに賛成します。

○**委員長** ほかによろしいでしょうか。皆さんいいでしょうか。

それでは、採択という意見が出されております。当委員会の審査結果は採択ということで、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**委員長** 異議なしと認め、請願第1号「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める請願につきましては、全員一致をもって採択することに決しました。意見書の案文が提出されておりますので、事務局のほうで配付してください。それでは、お願いします。

それでは、事務局のほうから朗読をお願いします。

○**庶務係主事** 意見書案が出されていますので、朗読させていただきます。

義務教育費国庫負担制度は、国が必要な経費を負担することにより、義務教育の機会均等とその水準の維持向

上を図るための制度として、これまで大きな役割を果たしてきたところです。

しかし、昭和60年から政府は国の財政状況を理由として、これまでに次々と対象項目を外し、一般財源化してきました。また、平成18年「三位一体」改革の議論の中で、義務教育費国庫負担制度は堅持したものの、費用の負担割合については2分の1から3分の1に引き下げられ、地方財政を圧迫する状況が続いています。今のままでは、財政規模の小さな県では十分な教育条件整備ができず、教育の地方格差の拡大が懸念される事態にすらなっています。

そこで、平成28年度予算編成においては、義務教育の水準の維持向上と機会均等、及び地方財政の安定を図るため、次の事項を実現するよう強く要望します。

1. 教育の機会均等とその水準の維持向上のために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に復元すること。以上です。

○委員長 ありがとうございます。それでは、この案文に関しまして、何か御意見ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 それでは、案文の字句の訂正につきましては、正副委員長に一任を願いたいですが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

以上をもちまして、当委員会に付託されました案件につきまして審査を終了いたします。

○生涯学習スポーツ課長 済みません。先ほど副委員長さんのほうから御質問をいただきましたレザンのT型、C型の関係でございますけれども、今確認をさせていただきましたら、設置導入時からC型を用いているということでございます。

それから、2点目の持ち込みの場合でございますけれども、持ち込みに関しましては、既に持ち込んだ場合の接続する機器を備えているということで、確認をさせていただきましたので。

○委員長 ありがとうございます。

それでは、副市長お願いします。

○副市長 1点訂正をさせていただきます。先ほど小澤委員のほうから御質問ありました年金の関係ですが、国民年金の一部事務をですね、私どもが委託をされて受けているところがございます。したがって、ここに年金の関係いけませんので、先ほど、ないというふうに申し上げましたが、今後国の変更の状況によってはですね、ことによると、私どものシステムの変更もあり得るということで、訂正をさせていただきます。

○委員長 以上のように修正いたします。

それでは、閉会中の継続審査の申し出をお願いします。

閉会中の継続審査の申し出

○こども教育部長 それでは、継続中の審議につきましては、継続して審査のほうをよろしく願いいたします。

○委員長 ただいま継続審査の申し出がございましたが、これにつきまして御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**委員長** それでは、異議なしと認め、そのように議長に申し出をいたします。当委員会の審査結果報告書及び委員長報告につきましては、委員長に御一任をお願いしたいが、御異議ございませんか。

〔「異議なしの声あり」〕

○**委員長** 異議なしと認め、そのようにいたします。

それでは、最後に理事者側から御挨拶があればお願いいたします。

理事者挨拶

○**副市長** 慎重審議、審査をいただきまして、提出を申しあげました全ての案件につきまして御承認をいただきました。大変ありがとうございました。

○**委員長** 以上をもちまして、平成27年度6月定例会福祉教育委員会を閉会といたします。ありがとうございました。

午前11時59分 閉会

平成27年6月19日（金）

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

福祉教育委員会委員長 西條 富雄 印